

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（案）の概要

富津市企画政策部企画課

◆制度の概要について

1 目的

この制度は、性別にとらわれない多様な生き方を認め合い、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指すことを目的としています。

また、互いを人生のパートナーとする二者のパートナーシップの宣誓及び子や親等を家族として宣誓したことを市が証明するものです。

2 制度の形式

近隣市との連携も想定し、細かな調整が比較的容易な要綱により制度を実施します。

3 パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済面、生活面及び精神面で互いに協力し合う関係であることを約束した2人の者の関係をいいます。

4 ファミリーシップとは

パートナーシップ関係にある2人のうちいずれかまたは双方に子や親がいる場合、戸籍上親族とならない関係にある者の間において、ファミリーシップ宣誓を行うことで家族とみなす関係をいいます。

5 対象者

(1) パートナーシップ宣誓

- ・成年であること。
- ・市内在住又は市内への転入を予定していること（いずれか一方で可）。
- ・配偶者がいないこと、当事者以外の者と事実上婚姻と同様の関係にないこと。
- ・他にパートナーシップと同様の宣誓をしていないこと。
- ・近親者でないこと（養子縁組による養親子の関係にあり、かつ、同性間でパートナーシップの関係にある場合を除く）。

(2) ファミリーシップ宣誓

- ・パートナーの一方の子又は親等であること。ただし、親又は満15歳以上の子の場合は本人の同意が必要です。

6 必要書類

- ・住民票の写し等、現住所を確認できるもの
- ・戸籍謄本等、現に婚姻していないことがわかるもの ほか

7 交付する書類

- ・パートナーシップ宣誓証明書
- ・パートナーシップ宣誓証明カード

8 証明書又は証明カードの提示により利用可能となる行政サービス（調整中）

- ・市営住宅入居の申込・同居の申込〈都市政策課〉
- ・富津市災害見舞金及び災害弔慰金申請〈秘書広報課〉
- ・子育て応援給付金〈健康づくり課〉
- ・教育・保育給付認定申請、施設等利用認定申請、一時保育申請、病後保育申請〈保育課〉
- ・富津市職員の休暇制度の利用〈総務課〉
- ・富津市育英資金貸与の申請〈教育総務課〉
- ・要保護児童生徒又は準要保護児童生徒就学援助の申請〈学校教育課〉 など

9 その他

- ・宣誓を行うことができる者は、同性のパートナーに限定しません。
- ・通称名を使用することができます。
- ・市は、宣誓及び市が交付した証明書の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、必要な施策を実施するとともに市民や事業者への周知啓発に努めます。
- ・市営住宅新規入居など、制度実施に伴う具体的なサービスについては、ホームページ等で随時公表します。

10 制定スケジュール(予定)

令和5年度

- 7月 具体的サービスの検討（7月～3月）
- 8月 庁内説明会
- 9月 市民アンケートの実施（ウェブアンケートで実施）
- 10月 全課宛 庁内サービス照会、回答
総務課、市民課、課税課、都市政策課との打合せ
- 11月 市内病院アンケート
- 3月 要綱の打合せ（総務課）

令和6年度

- 4-5月 制度の最終調整
- 5月 男女共同参画審議会
- 6月 市議会説明
- 7月 パブリックコメントの実施
- 9月 制度決定、市議会説明
公表、周知期間
- 10月 制度の施行